平成２６年（フ）第２６１号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字佐野14番１号
破産者　東北油化株式会社
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３５３号
茨城県水戸市谷津町字細田１番地32
破産者　ヤマカ運輸株式会社
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６８６号
東京都江戸川区西小岩４丁目11番19号
破産者　有限会社貴穂運輸
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５００号
千葉県市川市新浜１丁目５番６号（レガーロ行徳204号）
破産者　野中　良子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４８号
千葉県市川市須和田１丁目９番７―105号（アーバニティ増田壱番館）
破産者　田邉　克史
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１３号
静岡県御殿場市竈1076番地の10
破産者　有限会社立山設備
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
愛知県一宮市住吉１丁目14番７号
破産者　エヌワイエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５１号
山口県山陽小野田市大字西高泊1221番地の１
破産者　株式会社いしづ広告
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５号
愛媛県西予市宇和町小野田239番地
破産者　有限会社大塚電気
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１９７号
北海道目梨郡羅臼町春日町22番地２
破産者　株式会社日中商事
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８００号
横浜市中区長者町４丁目10番地９　ベスト伊勢佐木長者町704号室、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市南藤沢８番７号ビッグリバービル７階
破産者　株式会社ユニティス
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
新潟県上越市大潟区土底浜2980番地甲
破産者　株式会社柳澤商店
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１５６号
金沢市鳴和１丁目18番３号
破産者　株式会社坂田組
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１０号
岡山市中区江並275番地３
破産者　株式会社ＴＫｄｅｓｉｇｎ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７号
熊本市東区長嶺東８丁目５番１号
破産者　株式会社ケイティ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４７号
熊本市南区南高江町５丁目６―71
破産者　有限会社フルる
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
大分県日田市天瀬町桜竹1099番地の６
破産者　有限会社徳永組
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９４５号
福岡市中央区天神５丁目６番15号、住民票上の住所北九州市門司区上二十町10番４号
破産者　豊原　美可
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７１号
福岡県古賀市千鳥６丁目14番５号　ウィング千鳥202号
破産者　山崎　安史
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７８９号
福岡県宗像市自由ヶ丘西町14番地13　カーザ・リベルテ203号、前住所福岡県宗像市日の里５丁目９番地３　レオパレス日の里104号
破産者　麻雀荘エリートこと　城野　健一
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部